

認知症診断専門外来について



越谷市立病院
神経内科部長

なかむら しんいちろう
中村 真一郎

認知症はいわゆるコモンディーズに該当する疾患です。しかし臨床現場では色々と判断に迷う、つまずきやすいポイントが結構たくさんあります。

認知症の初期段階と終末段階の具体例をふたつ挙げてみます。

1. 初期段階

抗認知症薬(ドネペジルなど)の処方を受けながら自動車運転を継続している方を散見します。抗認知症薬が処方されている時点で臨床診断として認知症と診断されているはずで、さらに、認知症は自動車運転の相対的欠格事由に該当します。

つまりこの患者様は自動車運転不可のはずです。実際、抗認知症薬の添付文書には「自動車を運転しないように説明すること」となっています。

それでは抗認知症薬の処方を受けながら自動車運転を継続していた方が自動車事故に関わってしまったらどうなるのでしょうか？

医師の説明があったのに運転を継続したのか、説明がなかったから運転を続けたのか、寡聞にしてこのような事例が実際の問題となったとは聞き及んでいませんが、少々不安になります。

2. 終末段階

アルツハイマー型認知症のような変性性認知症も、進行すれば身体機能に支障が生じます。その結果、摂食困難になることもあります。このような状況は疾患終末期なのか、あるいは原疾患の治療可能な部分症状なのか迷うのではないのでしょうか？

終末期とみなせば人工栄養などは行わずに看取ることを考えるべきでしょうし、治療可能な部分症状であれば人工栄養でサポートを行う事も妥当といえます。原理原則としては、それでも、変性性認知症は脳以外の主要臓器の問題が起こりにくいことから、現実問題として終末期の判断をするのは難しいともいえます。

ほかにも色々あるとは思いますが、それら認知症にまつわるつまずきやすい点に関して、一定のご返事ができるようにしたいと考え「認知症診断専門外来」を開設しました。毎月第1金曜日の午前中に、事前予約制の外来として受付をしてございますので、該当する方がおられましたら当院の医療連携室までご紹介ください。



医療機関の機能分化の促進に向けた改正について

当院は地域の基幹病院として、医療機関の機能分化の促進を図っております。その一環として、以下の改正を行うこととなりましたのでお知らせいたします。ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○婦人科外来の初診時には紹介状が必須となります

当院初診の患者様が婦人科外来を受診される場合は、原則として紹介状が必須となります。妊娠初期の方は紹介状なしでも受診いただけますが、初診時選定療養費は引き続きご負担いただきます。

○開始日：令和4年12月1日

※ 詳細はこちらのQRコードからご覧ください。



○初診時選定療養費を改定します

当院では、他の医療機関からの診療情報提供書をお持ちでない初診患者様には「初診時選定療養費」をご負担いただいております。その金額を、次のとおり改定することとなりました。

○改定日：令和5年1月1日

○金額：3,900円(税込) → 4,950円(税込)

※ 詳細はこちらのQRコードからご覧ください。



病診連携予約をご活用ください。

当院では患者様の待ち時間が長時間におよぶことがあり、患者様のご負担の軽減を図っているところです。

つきましては、当院に患者様をご紹介いただく際は、病診連携予約をより一層ご活用ください。病診連携予約は事前に受診日を指定でき、待ち時間や診察時間の短縮等、患者様にとってのメリットが非常に大きくなっています。

なお、病診連携予約にはFAXによる方法と地域医療連携システム(Web予約)「かもねぎネット」による方法がございます。

※ 病診連携予約についてはこちらのQRコードから詳細をご覧ください。FAX用の「病診連携予約申込書」もダウンロードできます。



※ 「かもねぎネット」についてはこちらのQRコードから詳細をご覧ください。



○ 病診連携予約及び「かもねぎネット」についてのお問合せ・お申込み
医療連携室 048-965-2221(代表) 内線3135・3114 担当：山川